

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月23日
【事業年度】	第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社コラボス
【英訳名】	Collabos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 茂木 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都墨田区押上一丁目1番2号
【電話番号】	03-5623-3391
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 青本 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区押上一丁目1番2号
【電話番号】	03-5623-3391
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 青本 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	1,814,504	1,942,171	1,968,726	2,019,443	2,102,253
経常利益 (千円)	289,356	305,373	307,822	190,926	114,830
当期純利益 (千円)	194,722	206,020	210,673	85,044	99,468
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	301,464	321,075	324,614	324,774	324,854
発行済株式総数 (株)	1,414,800	4,702,800	4,789,800	4,791,000	4,791,600
純資産額 (千円)	1,293,888	1,542,032	1,764,246	1,852,581	1,841,640
総資産額 (千円)	1,720,069	2,042,363	2,246,197	2,343,593	2,292,093
1株当たり純資産額 (円)	298.54	321.59	361.21	378.94	390.06
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	45.97	47.96	44.07	17.75	20.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	39.98	42.09	42.77	17.31	20.45
自己資本比率 (%)	73.7	74.1	77.0	77.5	79.0
自己資本利益率 (%)	16.7	14.8	12.9	4.8	5.5
株価収益率 (倍)	22.08	24.62	17.06	22.70	30.61
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	330,421	348,447	399,498	273,483	290,458
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,568	112,568	68,665	76,058	116,060
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,007	28,338	90,156	111,761	212,707
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,042,460	1,250,000	1,490,676	1,576,340	1,539,510
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	63 〔8〕	62 〔8〕	61 〔8〕	62 〔6〕	84 〔12〕
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX[東証株価指数]) (%)	142.6 (104.9)	165.9 (118.2)	105.7 (93.6)	56.6 (60.7)	89.9 (117.9)
最高株価 (円)	3,700 7,350	1,295 4,290	1,219	885	800
最低株価 (円)	2,523 3,210	1,101 2,540	532	352	380

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法非適用関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4. 2016年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。また、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 従業員数は就業人員（休職者を除く）であり、臨時雇用者数（アルバイト、インターン及び派遣社員をいう）は、年間の平均人員を〔外書〕で記載しております。
6. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
7. 第16期の 印は、株式分割(2016年12月1日、1株 2株)による権利落前の最高・最低株価を示しております。
8. 第17期の 印は、株式分割(2018年3月1日、1株 3株)による権利落前の最高・最低株価を示しております。

## 2【沿革】

年月	概要
2001年10月	アイ・ティー・エックス(株)(出資比率85%)、(株)バーチャレクス(現、バーチャレクス・コンサルティング(株))(同15%)の共同出資により、クラウド型コンタクトセンター基盤の事業化に向け、(株)コロボス(所在地:東京都千代田区霞が関)設立
2002年4月	東京都中央区日本橋茅場町へ本社を移転
2002年5月	「@nyplace」を提供開始(5)
2003年12月	(株)バーチャレクス(現、バーチャレクス・コンサルティング(株))から、アイ・ティー・エックス(株)に株式譲渡(100%出資)
2005年5月	東京都千代田区霞が関へ本社を移転
2007年3月	東京都千代田区神田神保町へ本社を移転
2007年4月	「COLLABOS CRM」を提供開始(1)(5)
2007年10月	プライバシーマーク取得(2)
2009年1月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)取得(3)
2010年7月	アイ・ティー・エックス(株)から、オリンパスビジネスクリエイツ(株)に株式譲渡(100%出資)
2010年11月	「COLLABOS CRM Outbound Edition」を提供開始(5)
2011年6月	MBO(マネジメント・バイアウト)実施(4)
2011年10月	東京都千代田区西神田へ本社を移転
2012年2月	「COLLABOS PHONE」を提供開始(5)
2015年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2016年11月	(株)シーズファクトリー(非連結子会社)を設立
2017年8月	東京都墨田区押上へ本社を移転
2017年9月	(株)ギークフィールドの株式を取得(持分法非適用関連会社)
2020年7月	(株)シーズファクトリーを吸収合併

### 〔用語解説〕

#### 1. CRM

Customer Relationship Managementの略称であります。情報システムを用いてエンドユーザーの属性や対応履歴を記録・管理し、エンドユーザーに応じたきめ細かい対応を行うことで長期的で良好な関係を築き、顧客満足度を向上させる取り組みのこと、また、そのために利用される情報システムのことです。

#### 2. プライバシーマーク

プライバシーマークとは、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に適合して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を認定するプライバシーマーク制度において、その認証がされたことを示すものであります。

#### 3. 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)とは、「ISO/IEC27001」及び「JIS Q 27001」に基づく認証基準に適合することを認定する一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるISMS適合性評価制度により、企業の情報管理体制が認証されたことを示す国際規格であります。

#### 4. MBO

マネジメント・バイアウト(Management Buyout)の略称であります。過半数以上の株式取得による経営権取得のための経営陣による株式買い取りを意味しております。

当社ではオリンパスビジネスクリエイツ(株)の単独株主となっている状態から、株式公開に向けての効果的な戦略として実施しております。2011年6月、オリンパスビジネスクリエイツ(株)からNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合(出資比率42.4%)、当社代表取締役茂木貴雄(同34.0%)、コムテック(株)(同13.6%)に、2011年7月、オリンパスビジネスクリエイツ(株)から(株)アイカム(出資比率2.3%)、当社取締役小川泰幸(当時)(同0.2%)、同取締役小川勇樹(同0.2%)に株式譲渡を行い、MBOを実施しております。

#### 5. @nyplace、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Edition、COLLABOS PHONE

各種サービスの内容については、「3 事業の内容」に記載のとおりであります。

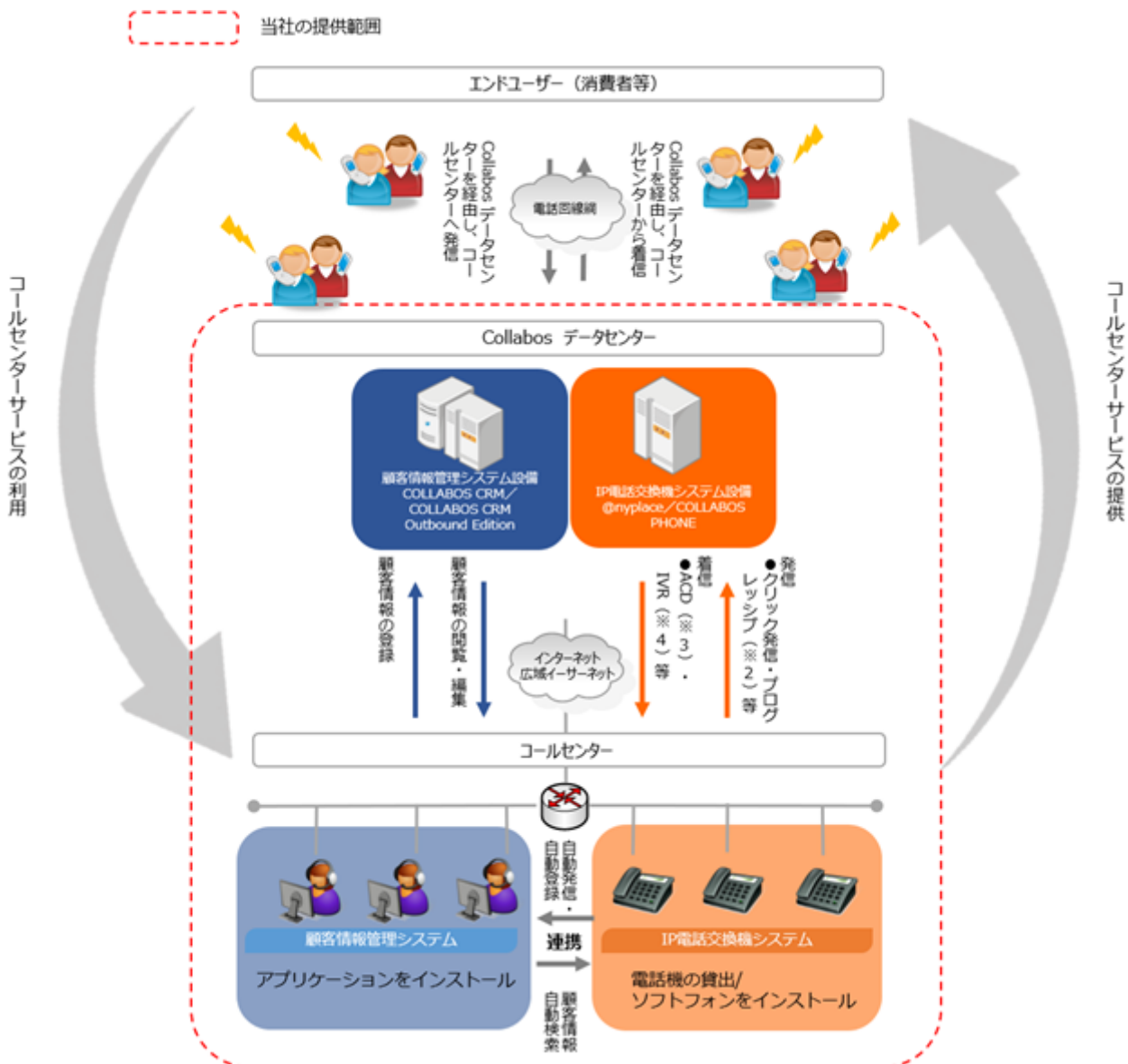
### 3【事業の内容】

当社は、企業が利用するコールセンターの通信インフラにクラウドというサービス形態を日本で初めて導入したパイオニアであります。

お客様相談室や製品問い合わせセンター等のコールセンターを所有する、または設置を検討する企業に対し、クラウドサービスとして、インターネット等のネットワークを利用し、IP（1）電話交換機システムや顧客情報管理システム等のコールセンターにおいて必要とされる機能を月額料金制で提供しております。

クラウドサービスは、企業が個別にシステムを構築するのではなく、同じシステムをインターネット経由で共同利用するサービスであり、大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの削減及び導入期間の短縮等が可能となります。

当社サービスの利用イメージは、次のとおりであります。



当社のクラウドサービスは、以下の4つの主要サービスから成り立っております。

なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。

#### (1) @nyplace

可用性の高いAvaya（5）社製IP電話交換機システムを、クラウド型で提供するサービスであります。IP電話交換機を自社構築する場合に比べ、場所を選ばず、スピーディーかつリーズナブルなシステム導入を実現しております。オプションとして通話録音システムの提供も行っており、IP電話交換機と通話録音システムをワンストップで提供することが可能であります。

本サービスは、製造、流通、通信、サービス等の様々な業種に対し、2021年3月期において平均利用席数7,195席の導入実績があります。業界のパイオニアとして蓄積したナレッジを活かし、IP電話交換機の導入に関する要件定義や、運用サポート、柔軟な設定作業等の運用面でのサポートも行っており、当社クラウドサービス事業の柱となっております。

価格体系は、設計・設定等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用席数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

#### (2) COLLABOS PHONE

5席前後から80席未満までの小・中規模コールセンター向けに、「Asterisk（6）」ベースで開発したソフトフォン（7）を、クラウドで提供するサービスであります。「@nyplace」に比べて短納期、低価格での導入が可能であり、2021年3月期において、平均利用チャネル数（同時回線接続数）1,881チャネルの導入実績があります。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用プランの変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

#### (3) COLLABOS CRM

コールセンターでの受電業務に特化した顧客情報管理システムを、クラウドで提供するサービスであります。インターフェイスを特徴としており、電話対応、Eメール対応、Web問い合わせの一括管理が可能であります。2021年3月期における利用実績として、サービス、金融、製造等の業界・業種を問わず、平均利用ID数1,986IDの導入実績があります。

また、CTI（8）機能として、IP電話機と連動しエンドユーザー情報のポップアップ等、業務補助の機能も充実しており、「@nyplace」や「COLLABOS PHONE」と併せて提供することで、業務効率化や顧客満足度向上を図ることが可能であります。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

#### (4) COLLABOS CRM Outbound Edition

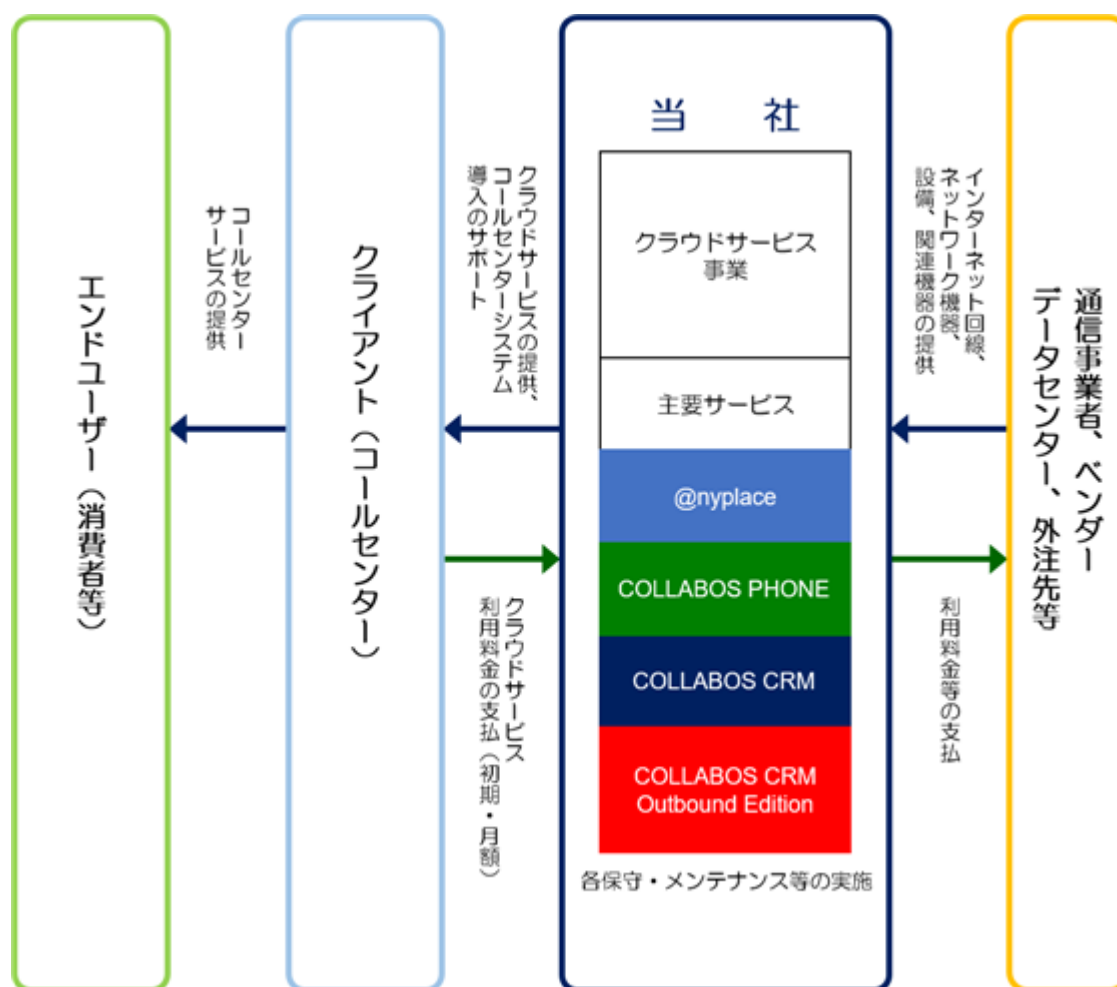
コールセンターでの架電（電話をかける）業務に特化した顧客情報管理システムを、クラウドで提供するサービスであります。架電先リストの作成や架電結果レポートをはじめ、アウトバウンド（9）業務に特化した機能を実現しております。「@nyplace」や「COLLABOS PHONE」と併せて提供することで、PC画面上からのクリック架電や自動架電を行うことができ、業務効率化を図ることが可能であります。主に、サービスサポートのフォローコール業務、テレマーケティング業や金融業のアウトバウンド業務に提供をしており、2021年3月期において平均利用ID数948IDの導入実績があります。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

当社は、以上を主要サービスとしてコールセンター向けの様々なクラウドサービスを提供することを通じて、200席超の大規模コールセンターから5席前後の小規模コールセンターまで規模を問わず、豊富な導入実績をもっております。ワンストップでのサービス提供により、クライアントの導入にかかる手間や初期コストを抑え、簡易にシステムを連動させることが可能です。

また、業界のパイオニアとして多くのナレッジを蓄積しており、システム構築のみならず、通信事業者とのスケジュール調整等の導入時のサポートや業務開始後の統計レポート分析等の業務改善サポートを併せて実施しており、クライアントに密着したサービス提供を行うことで、企業の生産性向上や業務効率改善に貢献しております。クライアントは当社サービスを利用して、エンドユーザー向けのコールセンターサービスを提供することが可能となります。

事業の概念図は、次のとおりであります。



〔用語解説〕

1 IP

インターネット上で通信相手を特定するためのIPアドレスに基づいて、パケット（データ通信ネットワークを流れるデータの単位で、伝送されるデータ本体に送信先の所在データなど制御情報を付加した小さなまとまり）を宛先ネットワークやホストまで届ける（ルーティング）ためのプロトコルであります。

2 プログレッシブ

待機しているオペレーターと同数のコールを自動発信する機能であります。不応答の電話については、自動判別、自動登録を行います。

3 ACD

Automatic Call Distributionの略で、オペレーターとコールセンターの状況にあわせて、かかってきた電話を自動で最適なオペレーターに振り分ける機能であります。

4 IVR

Interactive Voice Responseの略で、発信者のダイヤル操作にあわせて、あらかじめ録音してある音声を発信者側に自動再生する機能であります。

5 Avaya

アメリカ合衆国の通信、ネットワーク機器メーカーであります。IP電話交換機、IP電話製品、コールセンター向けソフトウェア等の一連の企業向けコンタクトセンターソリューションを主力製品として提供しており、IP電話交換機製品において国内外に多くの実績がある企業であります。

6 Asterisk

アメリカ合衆国のDigium, Inc.が開発しているオープンソースのIP電話交換機システムのソフトウェアであります。

7 ソフトフォン

電話機等の専用の機器を使わずに、PCにアプリケーションソフトウェアをインストールしインターネット経由で電話の機能を実現するもの又はそのためのソフトウェアのことであります。

8 CTI

Computer Telephony Integrationの略で、電話やFAXをコンピュータシステムに統合する技術であります。エンドユーザーに電話で応対するコールセンター業務に広く利用されており、顧客データベースと連携したシステムを指します。

9 アウトバウンド

電話発信することを指します。コールセンターにおいては、各種販売促進支援、電話調査、代金支払督促等で行われます。

4 【関係会社の状況】

当社は、関連会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

なお、当社は、2020年7月1日付で非連結子会社の株式会社シーズファクトリーを吸収合併しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
84 [12]	33.6	4.9	4,409

(注) 1. 従業員数は就業人員(休職者を除く)であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(アルバイト、インターン及び派遣社員をいう)の年間の平均雇用人員であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は単一セグメントとなるため、セグメント毎の従業員数の記載については、省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社は、労働組合を有していませんが、代替として労使委員会を設けており、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「熱心な素人は玄人に勝る - 新しいことを自分で創めよう - 」を企業理念とし、「Honesty (実直) ・ Hospitality (もてなし) ・ Humility (謙虚) の精神とクラウドサービスで社会・顧客のニーズを叶える」ことを経営方針としております。

人と人との接点であるコールセンターのニーズに応える付加価値の高いシステムを生み出すことにより、顧客企業の発展の一翼を担う存在となることを目指し、クラウド・VoIP ( 1 ) ・コールセンターという事業コンセプトに基づいた新たなマーケットの開拓や顧客ニーズにあった新規サービスの提供により、企業価値並びに株主価値の向上に努めてまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、事業活動の成果を示す売上高、サービス別月次利用数を重要な経営指標としております。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、2021年3月期から2023年3月期までの3ヶ年を対象とした「中期経営計画」を策定、2020年5月に公表しております。

当社が属するコールセンター市場は、通信販売やインターネットによる問い合わせ機会の増加等により、これらに対応するシステムの需要は今後も増大するものと考えられます。また、一方で、チャットやLINE等SNSの普及に伴い、例えば、多様なチャネルからの問い合わせ内容をAIで分析させることで、効果的な販売に結び付ける等、より高度なシステムに進化していくものと考えられます。

当社は近年、このような将来のシステム高度化のニーズを先読みすべく、次世代のコールセンターシステムに関する知的システムの開発を進めており、「中期経営計画」3ヶ年においては、先行的な開発投資を含め、以下の3点を成長戦略としていく方針であります。

#### [ 成長戦略 ]

##### 現有サービスへの新ITソリューション追加開発

2021年3月期までに、当社の電話系サービスである「@nyplace」及び「COLLABOS PHONE」と連携できる新たなITソリューション ( 2 ) を開発し、現有サービスの売上を着実に伸ばいたします。具体的には、以下のITソリューションの開発を予定しております。

- ・携帯電話番号を宛先にしてメッセージを送信するSMS ( Short Message Service ) 送信の開発
- ・よくある質問等のウェブ画面からチャットにて問い合わせを受け付けることができるチャットの開発
- ・ロボットにて自動返答するチャットボットの開発
- ・よくある質問を蓄積し、企業のホームページのよくある質問への利用及び、オペレーターが検索で利用できるFAQの開発

なお、引き続き2019年にリリースした以下3つのサービスの拡販も推進し、顧客の利便性や多様化のニーズに対応する新サービスや新機能の拡充、価格戦略に基づいた販売力の強化等を積極的に推進し、更なるシェア拡大を実現してまいります。

- ・AI音声認識「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス ( 3 ) 」
- ・「LINE」と当社「COLLABOS CRM」の連携による有人チャット機能及びAI自動応答機能
- ・オムニチャネル ( 4 ) ソリューション「XCALLY ( エクスコーリー ) ( 5 ) 」

##### AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース

2022年3月期までに、AI技術を活用した新コールセンターソリューションをリリースし、「@nyplace」と並ぶ第二の柱へ育成します。多様化する顧客ニーズへの対応の迅速性、柔軟性へ対応するため「COLLABOS PHONE」を全面リニューアルいたします。開発コンセプトは、企業とエンドユーザーのコミュニケーションを最適化、企業の売上・利益に貢献する、オリジナルサービスの開発となります。

##### コールセンターに集まるデータを活用したマーケティング事業領域への参入

2022年3月期までに、コールセンターに集まる様々な情報 ( 性別、年代、通話履歴、対応内容、興味関心、メール、感情 ( 音声認識等 ) ) を貴重な情報資産として有効活用したデータビジネス事業 ( 6 ) として、マーケティング事業領域への参入を開始いたします。具体的には、コールセンターに集まる様々な情報をマーケティングへ活用できる「GROWICE ( グロウス ) ( 7 ) 」を新たに開発し、企業の売上・利益に貢献する広告・マーケティング領域に進出してまいります。

当社の中期経営計画3ヶ年における主要定量目標は以下であります。

	2021年3月期(目標)	2022年3月期(目標)	2023年3月期(目標)
売上高	21億円	24億円	28億円

今後の目標数値は、いずれも策定時点で目標値として社内的に定めたものであり、今後、適時開示等で公表される業績予想値と異なる場合があります。

#### (4) 会社の優先的に対処すべき課題

当社の営むクラウドサービス事業は、導入コストの負担軽減とスピーディーな導入、システムコストの最適化等が可能な点から注目を集める一方、新規参入が多い事業でもあります。

当社は、競合他社との差別化を図るために、クライアントニーズを捉えたサービス、可用性の高いシステム、信頼を得られる組織の構築が重要であると考えております。

これらを踏まえ、中期経営計画の2年目を迎えるにあたり、継続して以下の6点を重要課題として取り組んでまいります。

##### 事業領域の拡大について

当社は、今後更なる成長を遂げるために、従来サービスに加え、多様化するコンタクトチャネルやクライアントニーズに対応した新たな機能及びサービスを提供していきます。さらに、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用する新たな事業の開発等を通じて、コールセンター周辺事業領域への事業の拡大を図ってまいります。

##### 開発力の強化

当社は、あらゆるクライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの開発に努めてまいります。また、それに加えてニーズを超えるさらに価値あるサービスの創造を実現するため、開発技術力強化のための教育と内製化及び環境整備へ積極的な投資を行い、開発機能の品質とスピードの向上を進めてまいります。

##### 販売力強化及び販路拡大

当社は、今後も成長が見込まれる市場環境において、製販一体となる組織体制の最適化、クライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの追加、競争優位性を高める価格戦略等を通じて、販売力強化及び販路拡大を図ってまいります。

##### システム安定性の強化

当社は、コールセンターに不可欠な365日24時間のシステム提供に耐えうる十分な設備投資を行っており、今後も継続してサービス品質の維持向上を図るため、定期的・計画的な予防保守の運用体制を構築し、持続可能かつ高品質な安定したサービスの実現に努めてまいります。

##### 組織体制整備及び人材育成

当社は、クライアントのニーズに対して適切に対応できる組織の確立を目標として、開発力・提案力・営業力を高める人材の育成、専門分野を有する人材の補強、社内研修体制の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、これらの人材が有効に連携する組織体制の整備に努めてまいります。

##### 内部管理体制の強化

当社は、クライアントや株主等のステークホルダーへの信頼度を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実、内部統制システムの向上、コンプライアンス体制の充実及び経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上に取り組んでまいります。

〔用語解説〕

1 VoIP

音声を符号化・圧縮しパケットに変換したデータを、IPネットワークを使って送受信する技術。社内LANを使用した内線電話、IP電話などに利用される。

2 ITソリューション

ITによって顧客が抱えている課題を解決したり、ITを活用して業務をサポート・効率化するためのサービス。

3 AmiVoice Communication Suite provided by コラボス (アミボイス コミュニケーション スイート プロバイデッド バイ コラボス)

AI技術によるリアルタイム音声認識ソリューションを活用し、通話のリアルタイムな可視化、コール内容の見える化により、1コール当たりの対応時間の短縮、センター全体の業務の効率化を実現するサービス。

4 オムニチャネル

実店舗やECサイト、アプリ、SNS等といった企業と顧客との接点となる多様なチャネルを統合することにより、どのようなチャネル（接点）においても同質の利便性で商品を購入したり、サービスを利用したりできる環境を実現すること。

本記載においては、それを実現するための機能やさまざまなチャネルに対応したツールとしてオムニチャネルソリューションと表現しています。

5 XCALLY (エックスコーリー)

電話やメールに加え、チャットやSNS等の多様化するチャネルに対応するオムニチャネルソリューション。

6 データビジネス事業

インターネットを通じて日々大量に生み出されるビッグデータを使い、生活の利便性向上や価値創出につなげる事業。

7 GROWCE (グロウス)

コールセンターに集まる様々な情報と、Webマーケティング部門に集まるサイト内行動や広告クリック数等のデータを統合し、コールセンターに集まる情報をマーケティングへ活用できる統合型次世代CRMマーケティングシステム。

## 2【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクを取りまとめしております。また、必ずしもリスクと考えられない事項についても、当社の事業活動を説明する上で投資家の判断基準になりうる事項については、積極的な情報開示を行っていく観点から記載しております。

当社は、リスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が独自に判断したものであります。そのため、将来発生しうる可能性があるすべてのリスク及び当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

### (1) 事業内容に関するリスク

#### 特定サービスへの依存について

「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、当社は、4つの主要サービスを提供しておりますが、現在、「@nyplace」に売上高の多くを依存しており、当事業年度においても売上高全体の約73.6%を占めております。当社の業績が、特定サービスに依存することを好ましい状態とは考えておらず、重点的に機能追加、開発等を行い、「COLLABOS PHONE」、「COLLABOS CRM」及び「COLLABOS CRM Outbound Edition」での収益貢献を目指しております。また、新たに当社の柱となる新規サービス、事業の創出に向け、積極的に取り組んでおります。

しかしながら、現時点においては主要サービスである「@nyplace」が不測の環境変化等の事態に陥った場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また「@nyplace」は、Avaya社製IP電話交換機システムを使用しております。当社は、Avaya社の日本法人である日本アバイア(株)の代理店を通じて、Avaya社製IP電話交換機システム、周辺機器及び備品を調達しております。今後、何らかの理由によりAvaya社が日本市場から事業撤退する等、予期せぬ事象が発生し、製品の調達が困難になった場合、「@nyplace」の継続的なサービス提供に支障が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### サービス提供の安定性について

クラウドサービス利用を検討する基準として、安定したサービス提供の可否が重要な事項の1つとなっております。当社におきましては、事業の信頼性及び安定したサービス提供の実現性の観点から、設備及びネットワークの管理に細心の注意を払っております。サービス提供に関連する設備は、当社の契約するデータセンターに設置し、機器構成による稼働負荷の物理的かつ理論的な軽減を行っております。また、万が一トラブルが発生した場合においても、短時間で復旧できるよう復旧テストやリスク管理体制を整えております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、2011年3月に発生した東日本大震災のような想定を超える大規模な地震等により本社及びデータセンター設備が致命的に損壊し、電力供給の停止等の予測不能な事態が起こった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システム不具合について

当社は開発、保守及び運用体制の充実を図り、システム不具合の発生を未然に防ぐ体制の構築に努めております。しかしながら、一般的には高度なシステムにおいて、大小はあるものの欠陥発生を完全に解消することは不可能であると言われており、予期せぬシステム不具合が発生する可能性があります。

今後、当社サービス運用上に支障をきたすベンダーや開発言語の開発元等による潜在的かつ致命的な不具合が発覚し、当社が適切に解決できなかった場合、サービス提供に支障が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 設備投資について

当社は、既存サービスの強化及び新規サービスの導入を図るとともに、クライアント数の増加に応じて継続的な設備投資を計画しております。

しかしながら、事業を継続する中で、過年度の実績を大きく上回る急激なアカウント数の増加、当社の予測を超えるインターネット技術等の進展に伴うシステム投資の発生等により、投資時期、内容、設備規模について変更せざるを得ない状況となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 事業拠点及び主要設備の集中について

当社の本社及び当社が契約するデータセンターは、東京都を中心とした首都圏近郊に集中しております。そのため、東日本大震災のような想定外の大規模災害等の発生により首都圏近郊の都市機能の一切が麻痺した場合、当社の事業継続が困難になる可能性があります。

また、インフラ麻痺等によるクライアント対応の遅延等、当社のサービス提供に大きな支障が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新規事業及びサービスの開発について

当社は、今後の更なる事業の成長に向け、従来サービスの強化に加えて、多様化するコンタクトチャネルやクライアントニーズに対応した新たな機能及びサービスの開発・提供、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用した新たな事業の開発等により、コールセンター周辺事業領域への事業の拡大を図ってまいります。これらの取り組みにおいては、開発を中心とした先行投資を予定しておりますが、計画通りに開発が進捗しなかった場合、想定し得ないような技術革新が起きた場合、あるいは当初期待した通りの成果を上げることができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規事業領域への参入において、市場環境の変化や競争の熾烈化等により、事業活動が当初期待した通りの成果を上げることができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材育成及び採用について

クラウドサービス市場は、非常に技術革新が早く、競合他社との競争が激しい市場であります。そのため、専門技術に精通し、クライアントのニーズに的確に対応できる提案力や応用力を持った人材、また組織運営等のマネジメントに優れた人材の継続的な確保と育成が重要となり、かかる人材の育成又は採用ができなかった場合、将来にわたり当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、人員の育成、採用のための研修、その他のコストを追加的に負担する必要性が生じる可能性があり、これらの追加的コストの発生により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 企業買収及び他社との業務提携等について

当社は、経営の効率化と競争力強化のため、企業買収及び資本参加を含む投資、他社との業務提携等により、事業の拡大を行うことがあります。新しい製品やサービスを提供するにはこのような経営戦略が不可欠となりますが、活動が円滑に進まなかった場合、あるいは当初期待したとおりの効果が得られなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該他社が事業戦略を変更し、当社が資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 事業環境に関するリスク

#### インターネット環境について

クラウドサービスは、インターネット環境を通じてサービス提供を行うものであり、法人によるインターネット利用の更なる普及が、当社の成長のための必要な条件であります。

今後、インターネット利用の普及に伴い通信速度遅延、通信回線障害等の通信インフラに関する弊害や、悪質なハッカー等の第三者からの侵害等による弊害の広がり、インターネット利用に関する新たな法的規制の導入等、その他予期せざる要因が発生し、法人によるインターネット利用が縮小する状態となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 技術革新について

クラウドサービス市場は、技術革新の早い市場であります。そのため、当社の主要サービスである「@nyplace」、「COLLABOS PHONE」、「COLLABOS CRM」、「COLLABOS CRM Outbound Edition」は、クライアントへのアンケートや訪問・提案等の日々の営業活動の中でニーズを集約しながら、積極的な技術投入を行っており、競争力のある独自のサービスを構築していく方針であります。

しかしながら、競合他社等により先進的な技術革新があり、当社の対応が遅れた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 市場競争について

クラウドサービス市場において、当社は早期に事業参入をしており、パイオニアとしてのメリットを活かしながら市場ニーズに合致するサービス提供を目指して開発を行い、競合他社との差別化を図っております。

しかしながら、今後の市場が拡大する中で、大手システムエンジニアリング会社や通信事業者等の競争力の高い企業を含む多くの新規参入企業が考えられ、それらの新規参入事業者の登場による技術革新、価格競争等の激化により当社の優位性が薄れた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 顧客のクラウドサービスの利用方針について

当社のクラウドサービスは、コールセンターを所有するクライアントを対象とし、インターネット網を介してIP電話交換機システムや顧客情報管理システムを月額料金制で提供しております。企業が自社でシステムを構築する場合と比較して、大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮が可能となります。

しかしながら、クライアントがクラウドサービスの利用方針を変更し、当社のサービスの利用から自社でのシステム運営に切り替えた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 株価形成に関するリスク

#### 潜在株式について

当社は、取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を利用したストックオプション制度を採用しております。当事業年度末現在における当該潜在株式の総数は、発行済株式総数4,791,600株に対し、944,700株となっております。権利行使期間においてこれらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

#### 配当政策について

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であるとの考えに基づき、過去において配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当の実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

### (4) 事業体制に関するリスク

当社は、従業員数が100名以下の小規模の組織であり、現時点においては、経営判断及び業務執行の体制もこれに応じたものになっております。当社は、今後大きく成長するにあたり、事業拡大に伴う人員の拡充、人材育成を行うとともに、経営判断及び業務執行の体制を充実させていく必要があると考えております。また、体制構築にあたってはコーポレート・ガバナンスを十分に機能させるために、内部統制システムの整備、運用及び各業務プロセスの管理体制の構築を同様に推進していく必要があると考えております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、適切な経営・事業体制の整備が遅れ、十分なコーポレート・ガバナンス体制での業務運用が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 法令遵守に関するリスク

#### コンプライアンスについて

当社は、クラウドサービス事業者及び個人情報取扱事業者として、インターネットに関連する規制である電気通信事業法及び各種個人情報の取り扱いに関する法規制等の遵守は、当社が社会的な責任を果たすために重要な事項であると考えております。

当社は、上記の対応として、コンプライアンス体制の構築及び維持に努めております。プライバシーマーク制度やISMS適合性評価制度の認証の取得、コンプライアンス研修の実施、機密情報取扱いに関する研修等の社内教育の充実、各業務プロセスの管理、改善を行う体制構築と、法令遵守に向けた内部管理体制の構築を推進しております。

しかしながら、今後進むとみられる法改正への対応の遅れ、予期せぬ自然災害、人的ミスの影響等による機密情報の流出、管理体制の不備等による役員及び従業員の法令違反等が発生した場合、当社の社会的な信用の低下、あるいは情報流出防止対策、損害賠償等の多額の費用の発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権の侵害について

現在、当社はオープンソースを利用したシステム開発等によりサービス提供を行っております。過去もしくは現時点において、当社に対し第三者からの知的財産権の侵害等による訴訟が発生した事実はありません。しかしながら、今後、当社の認識の範囲外で第三者が新たに取得した知的財産権等の内容によっては、当社に対する損害賠償等の訴訟が発生する可能性も否定はできず、その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報及び企業情報の保護について

当社では、業務に関連して多数の個人情報及び企業情報を保有しております。当社は情報管理に関する全社的な取り組みとして、個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針の公表及び諸規程を規定するとともに、社内教育による情報管理への意識向上等の施策を実施しております。また、個人情報についてはプライバシーマークの認証を取得しているほか、情報資産の漏洩や改ざん、不正利用等を防ぐため情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得し、社内の情報資産に関しリスク分析を行い、リスクがある事項に関しては改善策を講じ、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、情報機器の誤作動や操作ミス等により個人情報や企業情報が漏洩し、損害賠償責任の負担、社会的信用の失墜等が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 自然災害等に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、各種感染症の拡大等により、当社の事業拠点及び契約するデータセンターに被害が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの感染拡大においては、国内外の社会・経済が深刻な状況に陥り、景気の不透明感は一層強まっております。当社といたしましては、営業活動やセミナー開催等のオンライン化、在宅勤務環境の整備による出社抑制等の対策を実施しており、今後の市場環境を注視しながら事業運営に取り組んでまいりますが、事態の収束に時間を要する場合、景気後退に伴うIT投資の減速による新規顧客への営業活動や2020年5月に公表しました「中期経営計画」が計画通り進捗しないことなどの影響が想定され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出規制等により、消費・経済活動は停滞しました。その後、感染拡大の防止策を講じる中で、緊急事態宣言の解除、Go Toキャンペーン等の政策面での後押し、海外経済の改善もあり、持ち直しの動きも見られましたが、さらなる感染拡大の波が押し寄せ、再度の緊急事態宣言の発令や自粛要請等もあり、感染拡大による下振れリスクの高まりや金融資本市場の変動等の影響については、依然不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く国内クラウド型コールセンター市場におきましては、近年の通信販売やインターネットによる問い合わせ機会が増加しており、コールセンターのシステム需要も安定的に拡大しているものの、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においては、電話対応業務の稼働状況という点では、業種により増加または減少の両側面での影響も発生しております。しかしながら、非対面接客としてのコールセンターの重要性や存在意義は一層高まっており、ECを含む通信販売や行政・医療機関の問い合わせによる公共分野の大型スポット案件等、当社はその社会的な役割を実感しております。また、コールセンター内の3密回避、事業継続計画（BCP）等の観点から、在宅コールセンターニーズの高まり、チャットやLINE等のSNSの普及に伴う様々なチャネルでの問い合わせ対応、AI（人工知能）による問い合わせ分析、自動回答及びマーケティング活用等、コールセンターのシステムの高度化・多様化にも拍車がかかっている状況となっております。

このような環境のもと、当社は、2020年5月12日に開示しております中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）に基づき、以下3点の成長戦略を推進しております。

- （成長戦略1） 現有サービスへの新ITソリューション追加開発
- （成長戦略2） AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース
- （成長戦略3） コールセンターに集まるデータを活用したマーケティング事業領域への参入

この成長戦略の実施経過といたしましては、以下のとおりとなります。

- ・2020年7月2日には、中期経営計画（成長戦略2）の一環として当社ソフトフォンサービス「COLLABOS PHONE」のお客様設定変更画面改修等を実施し、新たに6つの機能をサービスリリースいたしました。
- ・2020年10月29日には、中期経営計画（成長戦略1）に基づく開発を完了し、コールセンターのマルチチャネル化、デジタルシフトをサポートするサービスとして、2つの新サービスとなるチャットボット&有人チャットサービスの「Chalibo（チャルボ）（1）」、「Chalibo」と連携可能なFAQサービス「CollasQ（コラスク）（2）」、並びに「COLLABOS PHONE」の新機能としてSMS送信機能をリリースいたしました。

現有サービスにおきましては、引き続きコールセンター関連サービス市場におけるオンプレミス型からクラウド型へのリプレイス需要の拡大を背景に、ECを含む通信販売や行政・医療機関の問い合わせによる公共分野の大型スポット案件の獲得及び在宅コールセンターへの提案をはじめ、音声認識システム、コールセンターのデジタルシフトをサポートする新サービス「Chalibo」、「CollasQ」の拡販等を中心として、回線事業者等との協業販売、オンラインセミナーの実施、Web施策の推進等による販路拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### a. 財政状態

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて51,500千円減少し、2,292,093千円となりました。当事業年度末における負債総額は、前事業年度末に比べて40,559千円減少し、450,453千円となりました。当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて10,941千円減少し、1,841,640千円となりました。

#### b. 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高2,102,253千円（前事業年度比4.1%増）、営業利益100,404千円（同47.6%減）、経常利益114,830千円（同39.9%減）、当期純利益99,468千円（同17.0%増）となりました。



### キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ36,829千円減少し、当事業年度末には1,539,510千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、290,458千円（前事業年度は273,483千円の収入）となりました。主な要因は、法人税等の支払額51,490千円の支出があった一方で、減価償却費の計上169,112千円に加え、税引前当期純利益116,959千円の計上によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は、116,060千円（前事業年度は76,058千円の支出）となりました。主な要因は、「@nyplace」用設備への投資や新サービス及び現有サービスへのITソリューション開発投資等の有形及び無形固定資産の取得による支出113,060千円によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果支出した資金は、212,707千円（前事業年度は111,761千円の支出）となりました。主な要因は、リース債務の返済による支出108,218千円及び自己株式取得による支出104,648千円によるものであります。

### 生産、受注及び販売の実績

#### a. 生産実績

当社の主たる業務はクラウドサービス事業のため、生産活動を行っておらず、生産設備を保有していないため、記載を省略しております。

#### b. 受注実績

a. 生産実績と同様に、当社の主たる業務であるクラウドサービス事業の事業特性に馴染まないため、記載を省略しております。

#### c. 販売実績

当事業年度の販売実績について、当社の報告セグメントは単一セグメントであります。サービス別に示すと、下表のとおりであります。

サービスの名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
@nyplace	1,548,229	99.7
COLLABOS PHONE	290,220	135.4
COLLABOS CRM	131,806	93.5
COLLABOS CRM Outbound Edition	48,397	111.2
その他	83,599	122.5
合計	2,102,253	104.1

（注）１．主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
KDDI(株)	219,121	10.85	173,813	8.27

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて51,500千円減少し、2,292,093千円となりました。主な要因は、新サービス及び現有サービスへのITソリューション開発投資等の無形固定資産の増加があったものの、自己株式の取得に伴う現金及び預金、減価償却に伴う有形固定資産の減少によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債総額は、前事業年度末に比べて40,559千円減少し、450,453千円となりました。主な要因は、未払消費税等及び賞与引当金、買掛金の増加があったものの、「@nyplace」用設備のリース料決済によるリース債務の減少によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて10,941千円減少し、1,841,640千円となりました。主な要因は、利益剰余金の増加があったものの、自己株式の取得及び新株予約権の減少によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当事業年度における売上高は2,102,253千円（前事業年度比4.1%増）となりました。製品・サービスごとの状況は、以下のとおりであります。

- ・「@nyplace」については、新規顧客について、オンプレミス型からクラウド型への切り替えや、競合他社からの切り替え等の大型案件を着実に獲得しております。既存顧客については、新型コロナウイルス感染症に関連する公共分野の大型のスポット案件や、巣ごもり需要拡大によるEC関連等の業務拡大による売上高の増加があったものの、前事業年度及び当事業年度の大型案件の契約終了並びに既存顧客の事業売却の影響によるコスト削減等に伴い、月額利用料金が減少し、期間平均利用席数は7,195席（同148席増）、売上高は1,548,229千円（同0.3%減）となりました。
- ・「COLLABOS PHONE」については、新規顧客について、アウトバウンド需要により「COLLABOS CRM Outbound Edition」と同時契約でのBPO事業及び公共分野の入札案件等の新規大型案件の獲得がありました。また、既存顧客についても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う巣ごもり需要拡大によるスーパーマーケット等の小売業者の業務拡大等により月額利用料が増加しており、期間平均利用チャネル数は1,881チャネル（同633チャネル増）、売上高は290,220千円（同35.4%増）となりました。
- ・「COLLABOS CRM」については、電話系サービスと組み合わせたトータルソリューションの提供により、当社サービス全体の売上高に寄与しているものの、スポット案件の終了に伴う契約ID数の減少等により、期間平均利用ID数は1,986ID（同150ID減）、売上高は131,806千円（同6.5%減）となりました。
- ・「COLLABOS CRM Outbound Edition」については、新規顧客について、「COLLABOS PHONE」と同時契約でのBPO事業及び公共分野の入札案件等の新規案件の獲得等により、月額利用料が増加し、期間平均利用ID数は948ID（同207ID増）、売上高は48,397千円（同11.2%増）となりました。
- ・その他売上高については、83,599千円（同22.5%増）となりました。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は、1,257,607千円（同6.7%増）となりました。主な増加要因は、「COLLABOS PHONE」の新規導入及び既存顧客の業務拡大等に伴う通信利用料並びにエンジニアの人件費増加や、AI音声認識サービス「AmiVoice」等のITソリューション販売増加に伴う仕入等の増加によるものです。加えて、「@nyplace」の既存大型顧客の業務拡大に伴う物品販売等による仕入原価の発生も要因となっております。製品・サービス別の内訳では、「@nyplace」関連が892,708千円（同2.9%増）、「COLLABOS PHONE」で239,431千円（同26.7%増）、「COLLABOS CRM（Outbound Edition含む）」が60,011千円（同12.4%減）となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、744,240千円(同14.6%増)となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による営業活動の一部自粛や社員の出張制限等による企業活動費用の減少があったものの、主な増加要因としては、人的リソースの確保・拡充に伴う給与・賞与制度の改定等の労務環境改善による人件費関連の増加、サービスの拡販に関わる広告費及び中期経営計画における開発に伴う業務委託費の増加等によるものであります。

以上の結果、損益につきましては、営業利益は100,404千円(同47.6%減)、経常利益は、114,830千円(同39.9%減)となりました。また、当期純利益につきましては、当事業年度に非連結子会社の株式会社シーズファクトリーに関する関係会社株式評価損1,395千円及び関係会社債権放棄損2,396千円、前事業年度に同社関係会社株式評価損39,825千円を特別損失に計上、同社吸収合併により引き継いだ繰越欠損金を控除したことによって法人税等17,490千円を計上したことにより、99,468千円(同17.0%増)となりました。なお、当社は2020年7月1日付で同社を吸収合併しております。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、設立以来、コールセンター向けクラウドサービスの提供を中心に事業を展開しており、業界のパイオニアとして多くのナレッジを基に、コールセンターのシステム構築から運用における業務課題解決に向けたサポートまで、企業の生産性向上や業務効率改善に貢献すべくサービスの提供に努めております。

当社が属するクラウドサービス市場につきましては、2019年末のクラウドサービス利用企業の割合は前年末より6.0ポイント増加し、64.7%に及んでおります。（出典：総務省「情報通信白書 2020年版」）

また、クラウド型CRM市場の市場規模につきましては、2020年度は3,206億円となり、前事業年度2,599億円から23.3%増加しており、これまで主流であったシステムを自社保有及び自社運用するオンプレミス型と呼ばれる導入形態から、資産を持たずコストメリットやスピードメリットに優れるクラウド型へ移行する企業が着実に増えてきております。この背景としては、企業がシステムを自社保有することによって発生する周辺設備費用や、運用における技術者の人件費、保守サポート費用のコスト削減や管理の効率化、また、新たな機能や技術革新の普及・加速に対する迅速な対応、規模拡張やバージョンアップ等に対するリードタイムの短縮化等といったメリットが広く認知されてきていることに加え、ネットワークセキュリティも格段に向上しており、障害時の対応にも万全な体制を敷くことにより、導入における心理的ハードルが払拭されてきていることが挙げられます。今後もクラウド型への移行拡大により、同市場は、2021年度も成長率として前事業年度比15.0%増加となる3,686億円となり、2020年度以降としては年平均成長率19.3%と高水準での増加推移が見込まれ、2025年度には7,485億円にまで拡大すると予想されております。（出典：デロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社「マーテック市場の現状と展望2021年度 クラウド型CRM市場編」）

一方、今後の経済の見通しについては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響下において、再度の緊急事態宣言の発令など依然不透明な状況が続いており、国内外の経済活動が低迷した場合は、経済破綻に至ることも懸念され、当社を取り巻く経営環境は不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、コールセンター内の3密回避、事業継続計画（BCP）等の観点から在宅勤務の導入ニーズが高まっており、ソーシャルディスタンスの維持やクラー対策としても今後更に導入が進むと考えられております。

また、技術動向に関しましては、コールセンターのコンタクトチャンネルにおいてデジタルシフトが加速しており、メールやチャット、FAQやチャットボット等ノンボイスコミュニケーションシステムの導入が進み、多様なチャンネルからの問い合わせ内容をAIで分析させることで効果的な販売に結び付ける等、今後はより高度なシステムに進化していくものと考えられます。

当社は近年、このような将来のシステム高度化のニーズを先読みすべく、次世代のコールセンターシステムに関する知的システムの開発を進めており、引き続き2020年5月12日に開示しております中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）に沿って、先行的な開発投資等を進めてまいります。

c. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、事業活動の成果を示す売上高及びサービス別月次利用数を重要な経営指標としており、当事業年度における売上高は2,102,253千円（前事業年度比4.1%増）となりました。

サービス別売上高及び月次利用数の内訳は、「（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容 a. 経営成績等 2）経営成績」に記載のとおりであります。引き続き、これらの指標を拡大していくように取り組んでまいります。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の報告セグメントは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

a. 資金需要の主な内容

当社の運転資金需要のうち主なものは、情報通信機器の購入費用のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社は、2021年3月期から2023年3月期までの3ヶ年を対象とした「中期経営計画」を策定し、更なる成長に向け、従来サービスの強化に加え、新たな事業創出を図るべく、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用した新事業の開発を進めてまいります。この「中期経営計画」3ヶ年においては、以下の3点に、先行的な投資を予定しております。

- ・ 現有サービスへの新ITソリューション追加開発
- ・ AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース
- ・ コールセンターに集まるデータを活用したマーケティング事業領域への参入

b. 資金調達

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金や設備投資等の調達につきましては、自己資金、金融機関からの短期借入及びリースを基本としております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は、248,738千円であります。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、1,539,510千円であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

この財務諸表の作成にあたり、資産・負債及び収益・費用の報告数値について影響を与える見積りは、過去の実績や状況に応じて、可能な限り合理的と考えられる根拠や要因等に基づき実施しております。しかしながら、これらの見積りについては不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社は、財務諸表作成にあたって会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の内、重要なものと新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りへの影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

〔用語解説〕

1 Chalibo (チャルボ)

よくある質問等のウェブ画面からチャットにて問い合わせを受け付けることができるシステム。有人対応によるチャット機能と、蓄積したFAQ情報を基に、AIが自動回答をするチャットボットの2つの機能を統合したチャット&チャットボット。

2 ColiasQ (コラスク)

よくある質問を蓄積し、企業のホームページへよくある質問として公開することで、コールセンターへ問い合わせることなく自己解決を促したり、オペレーターが回答する際の検索にも利用可能なFAQシステム。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社は、「@nyplace」、「COLLABOS PHONE」、「COLLABOS CRM」、「COLLABOS CRM Outbound Edition」の主要サービスの利用拡大、安定的にサービスを提供するための処理速度の維持・向上を図ること、また、市場ニーズ、技術革新等に対応した新しいサービス、機能提供のためのシステム開発、既存システム、サービスのメンテナンス効率や信頼性・安定性の向上を主目的として、設備投資を行っております。

当事業年度の設備投資額は121,277千円となりました。このうち主なものは、@nyplaceに関する設備の増設や新サービス及び現有サービスへのITソリューション開発に伴うソフトウェアへの投資等となっております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	リース資産	無形固定資産	合計	
本社 (東京都墨田区)	クラウドサービス事業	当社主要サービスに係る資産一式及び什器備品等	13,019	29,716	219,113	135,397	397,247	84〔12〕

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は〔外書〕としております。

4. 帳簿価額の各分類の主たるものは、以下のとおりであります。

建物	事務所造作、事務所内電気設備、火災設備
工具、器具及び備品	事務用機器、TV会議システム、クラウドサービス事業に係る有形固定資産一式
リース資産	クラウドサービス事業用設備、什器備品及びレンタル機器
無形固定資産	クラウドサービス事業に係る無形固定資産一式及びその他資産

5. 上記のほか、他の者から賃借している設備の内容は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都墨田区)	クラウドサービス事業	本社オフィス	51,518

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
  
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,990,400
計	11,990,400

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,791,600	4,791,600	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株であり ます。
計	4,791,600	4,791,600	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年7月1日～ 2016年9月30日 (注1)	400	705,900	89	301,014	89	281,014
2016年12月1日 (注2)	705,900	1,411,800	-	301,014	-	281,014
2017年1月1日～ 2017年3月31日 (注1)	3,000	1,414,800	449	301,464	449	281,464
2017年4月1日～ 2018年2月28日 (注1)	23,600	1,438,400	5,054	306,518	5,054	286,518
2018年3月1日 (注3)	2,876,800	4,315,200	-	306,518	-	286,518
2018年3月1日～ 2018年3月31日 (注1)	387,600	4,702,800	14,557	321,075	14,557	301,075
2018年4月1日～ 2018年6月30日 (注1)	84,000	4,786,800	3,138	324,214	3,138	304,214
2018年7月1日～ 2018年9月30日 (注1)	600	4,787,400	80	324,294	80	304,294
2018年10月1日～ 2018年12月31日 (注1)	1,800	4,789,200	240	324,534	240	304,534
2019年1月1日～ 2019年3月31日 (注1)	600	4,789,800	80	324,614	80	304,614
2019年4月1日～ 2019年9月30日 (注1)	600	4,790,400	80	324,694	80	304,694
2019年10月1日～ 2020年3月31日 (注1)	600	4,791,000	80	324,774	80	304,774
2021年2月1日～ 2021年3月31日 (注1)	600	4,791,600	80	324,854	80	304,854

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2016年12月1日付で、普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。

3. 2018年3月1日付で、普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	15	24	14	3	3,834	3,891	-
所有株式数(単元)	-	12	1,608	7,829	646	5	37,802	47,902	1,400
所有株式数の割合(%)	-	0.02	3.36	16.34	1.35	0.01	78.92	100	-

(注) 自己株式150,095株は、「個人その他」に1,500単元、「単元未満株式の状況」欄に95株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
茂木 貴雄	東京都世田谷区	1,741,300	37.52
コムテック株式会社	神奈川県小田原市城山三丁目8番17号	578,600	12.47
中村 崇則	東京都港区	170,000	3.66
株式会社アドバンスト・メディア	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	112,200	2.42
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	61,600	1.33
小川 勇樹	埼玉県さいたま市浦和区	54,000	1.16
株式会社アイカム	東京都文京区後楽二丁目3番28号	49,800	1.07
鈴木智博	石川県金沢市	42,000	0.90
小久保 雄史	大阪府大阪市北区	41,000	0.88
原 トミエ	東京都世田谷区	37,200	0.80
計	-	2,887,700	62.21

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入してあります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 150,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,640,200	46,402	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	4,791,600	-	-
総株主の議決権	-	46,402	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が95株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コロボス	東京都墨田区押上一丁目1番2号	150,000	-	150,000	3.13
計	-	150,000	-	150,000	3.13

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年11月6日)での決議状況 (取得期間 2020年11月9日から2020年12月23日)	75,000	60,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	75,000	51,683,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年2月1日)での決議状況 (取得期間 2021年2月2日~2021年3月24日)	75,000	60,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	75,000	52,921,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	63	42,839
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	150,095	-	150,095	-

- (注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っていませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、内部統制及びリスク管理を徹底することにより、株主、取引先及び従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値の最大化に努めております。

また、当社は、会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会、経営会議、監査役会及び内部監査室を設置しております。

##### a. 取締役会

取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催し、取締役8名で構成され、当社の重要な事項のすべてが付議され、取締役の職務執行の状況を監督しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行っております。取締役会には監査役が出席し、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っております。

また、管掌役員制を導入しており、管掌役員は各部署の実効性を高めるため、社長補佐として全社の見地から管掌組織の業務執行に対し、指導及び監督を行い、全社経営戦略の策定に当たっております。

当社は、継続的に更なる企業価値を高める手段の1つとして、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識を有する社外取締役を3名選任しております。また、3名の社外監査役より経営全般に関する意見、指摘等をいただき、業務執行取締役の監査等においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能等が十分に働き、その客観性及び中立性が確保されていると考えております。

また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

##### b. 経営会議

当社は、経営環境の変化に対し迅速かつ慎重に業務執行を行うことを目的として、「経営会議規程」を制定し、経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役の諮問のもと、常勤取締役5名及び常勤監査役の計6名が出席し、経営上の重要な課題、取締役会の議題、重要な各種規程、規則の制定、改廃に関する申請等について、十分な議論を行っております。

##### c. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、原則月1回の監査役会を開催しております。監査役3名全員を社外監査役とする体制により、取締役の業務執行について十分に監視できる体制を構築しております。

監査役は、法律上の権利行使の他、決裁書類の閲覧等、日常的な業務監査を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。なお、社外監査役は、各監査役につき独立性を確保することとし、その独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づき判断しております。

また、監査役は、内部監査室から定期的に（必要があるときは随時）監査結果の報告を受け、意見交換を行い、内部監査室との相互連携を図っております。さらに、監査役は、会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。

##### d. 内部監査室

当社は、代表取締役により任命された内部監査責任者を室長として、内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

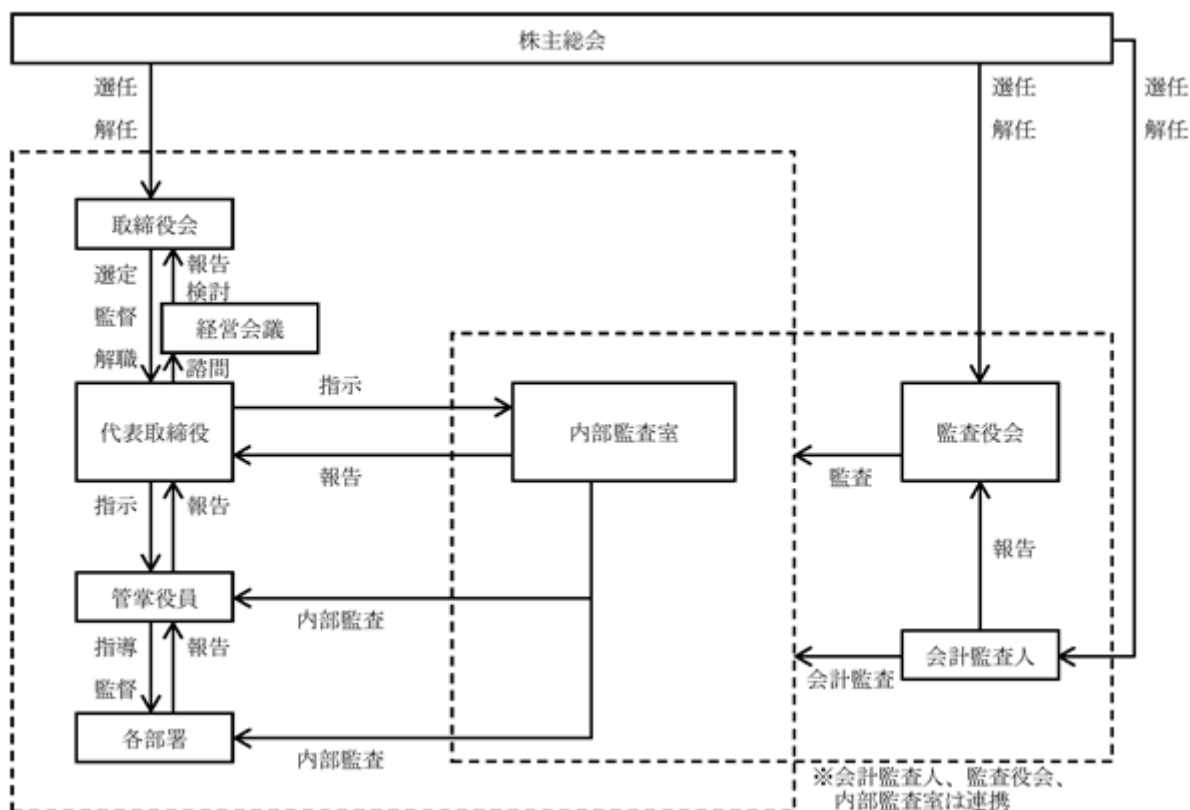
内部監査は、内部監査計画に基づき、取締役及び各部署の所属員に対して、合法性、規範性及び合理性の観点から業務遂行状況についての監査を行い、代表取締役への監査結果報告の他、監査役会及び会計監査人との会合を設け、監査状況・結果に関し報告・協議を行い、代表取締役へ社内体制の改善等について提案を行っております。



機関ごとの構成員は、次のとおりであります。( は議長、室長を表す。)

役職名	氏名	取締役会	経営会議	監査役会	内部監査室
代表取締役社長	茂木 貴雄				
代表取締役副社長	青本 真人				
取締役	小川 勇樹				
取締役	鈴木 裕幸				
取締役	齋藤 一紀				
社外取締役	山本 泉二				
社外取締役	鈴木 達				
社外取締役	志賀 文昭				
社外監査役(常勤)	秦 齊雄				
社外監査役(非常勤)	三井 良克				
社外監査役(非常勤)	畑下 裕雄				

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、下図のとおりであります。



## 企業統治に関するその他の事項

### a. 内部統制システムの整備状況

当社は、2014年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行い、2021年5月10日に一部改定を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

#### 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任する。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任する。
- (b) 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者にて取締役、監査役及び使用人に周知を行う。また必要に応じて研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各位が見直しを行う。
- (c) すべての取締役、監査役及び使用人を対象とし、弁護士事務所と内部通報制度を整備する。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備する。
- (d) ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定する。
- (e) 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査室を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査する。
- (f) 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努める。
- (g) 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。

#### 2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にする。
- (b) 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため、「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図る。
- (c) 「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。また定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (d) 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況及び進捗を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努める。また定期的に中期計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努める。
- (e) 経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努める。

#### 3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報(各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータのすべてを指す)は「文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行う。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認する。
- (b) 「文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にする。情報漏洩や改ざん、又は事故、故障、若しくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備する。

#### 4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 経営上の意思決定は、取締役会にて決議する。
- (b) ビジネスリスク(多額の損失、不正や語謬の発生等)のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定する。
- (c) 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置することができる。

- (d) 内部監査により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について、直ちに代表取締役に報告する。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役は、監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について、監査役又は監査役会は要請をすることができる。取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行う。
- (b) 監査役又は監査役会は、リスク対策委員会、内部監査室及び補助要員の人事評価・人事異動に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
- (c) 補助要員の、処遇、異動、懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て、当社が決定する。
- (d) 監査役又は監査役会は、補助要員に対し直接指示をすることができるものとし、当社は、これに抵触する指示をすることができない。
- 6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に参加する他、希望する任意の会議に自由に出席することができる。
- (b) 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (c) 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧ことができ、必要に応じ内容説明を求めることができる。
- (d) 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のために求められた事項を直ちに監査役又は監査役会に報告する。
- (e) 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、内部通報制度に基づき監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。
- 8) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合をもち、当社が対処すべき課題について意見交換をする。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重する。
- (b) 内部監査責任者は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換する。
- (c) 監査役は、監査役会を原則月1回開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行う。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査責任者を交えて、意見交換を行う。
- (d) 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
- (e) 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができる。
- b. リスク管理体制
- 当社は、リスク管理規程を定めるとともに、全社に係る地震等の天災及び情報漏洩等の人災のリスク要因について、適切な管理体制を構築しております。代表取締役を中心として、各部署及び委員会にて管理を行い、また管理可能なリスク要因については発生防止に努めております。また、コンプライアンスについては、取締役から1名、従業員から1名以上としてコンプライアンス担当者を選任し、「コンプライアンス規程」の遵守及び「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底のため、研修の定期的な実施等の活動を推進しております。
- 当社は、事業の特性上、多くの個人情報を取り扱っているため、個人情報及び機密情報管理の重要性を認識しております。2007年10月にプライバシーマーク、2009年1月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の各認証を取得しております。適切な管理体制の構築及び運用を行い、資格更新を継続して行っております。
- c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で会社法第423条第1項の責任について法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が職務の遂行にあたり、期待する十分な役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、この定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び相続人、管理職・監督者の地位にある従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

e. 取締役及び監査役の数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

1) 中間配当に関して

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

2) 自己株式の取得に関して

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した資本政策等を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

3) 取締役及び監査役の責任免除に関して

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合において、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	茂木 貴雄	1972年7月18日生	1995年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 2000年4月 アイ・ティー・エックス(株) 入社 2001年10月 当社 入社(出向) 当社 営業開発部長 就任 2003年6月 当社 取締役 就任 2004年4月 当社 代表取締役社長 就任(現任) 2005年4月 アイ・ティー・エックス(株) 退社	注3	1,741,300
代表取締役副社長 管理部長兼 内部監査室長	青本 真人	1971年3月26日生	1994年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 2000年4月 アイ・ティー・エックス(株) 入社 2009年7月 イーグローバルレッジ(株) 入社 2010年6月 同社 取締役 就任 2014年6月 当社 入社 当社 取締役 就任 2016年4月 当社 管理部長 就任(現任) 2016年6月 当社 代表取締役副社長 就任(現任) 2021年2月 当社 内部監査室長 就任(現任)	注3	30,000
取締役	小川 勇樹	1980年8月5日生	2003年4月 (株)文寿堂 入社 2005年7月 当社 入社 2008年10月 当社 営業部長 就任 2011年6月 当社 取締役 就任(現任) 2013年10月 当社 ソリューションセールス部長 就任 2015年4月 当社 営業第一部長 就任 2019年1月 (株)シーズファクトリー 取締役 就任 2020年4月 当社 CS部長 就任	注3	54,000
取締役 QIC00部長	鈴木 裕幸	1982年9月17日生	2006年4月 (株)ニッシン 入社 2007年10月 当社 入社 2011年10月 当社 ソリューションセールス部長 就任 2013年1月 当社 経営企画部長 就任 2013年2月 当社 取締役 就任(現任) 2014年7月 当社 ビジネスデベロップメント部(現QIC00部)長 就任(現任) 2016年11月 (株)シーズファクトリー 取締役 就任 2020年4月 (株)シーズファクトリー 代表取締役社長 就任	注3	13,200
取締役 戦略開発部長	齋藤 一紀	1979年1月16日生	1997年4月 東信産業(株) 入社 2005年5月 当社 入社 2011年10月 当社 システムオペレーション部長 就任 2013年2月 当社 取締役 就任(現任) 2014年4月 当社 システムオペレーション部長 就任 2019年4月 当社 戦略開発部長 就任(現任)	注3	28,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山本 泉二	1946年4月14日生	1970年4月 ソニー㈱ (現ソニーグループ ㈱)入社 1998年1月 ソニーコミュニケーションネット ワーク㈱ 代表取締役社長 就任 2000年6月 同社 代表取締役 兼 執行役員 社長 就任 2005年10月 ㈱アイアイジェイテクノロジー (現㈱インターネットイニシア ティブ) 取締役 就任 2006年4月 ㈱アイアイジェイフィナンシャル システムズ(現㈱インターネット イニシアティブ) 取締役 就任 2006年6月 ㈱アイアイジェイテクノロジー (現㈱インターネットイニシア ティブ )代表取締役副会長 就 任 ㈱インターネットイニシアティ ブ 取締役 就任 ㈱アイアイジェイフィナンシャル システムズ(現㈱インターネット イニシアティブ) 代表取締役社 長 就任 2010年4月 ㈱インターネットイニシアティ ブ 取締役副社長 就任 2010年9月 ㈱IIGグローバルソリューション ズ 代表取締役会長 就任 2013年4月 ㈱インターネットイニシアティ ブ 顧問 就任(現任) 2014年6月 公益財団法人東京財団(現公益財 団法人東京財団政策研究所) 評 議員 就任 2015年4月 ㈱IIGグローバルソリューション ズ 顧問 就任(現任) 2015年6月 当社 取締役 就任(現任) 2018年11月 ㈱ディーカレット 監査役 就任	注1 注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	鈴木 達	1959年4月3日生	1982年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 1994年6月 (株)アトラス 代表取締役社長 就任 2000年4月 アイ・ティー・エックス(株) 入社 2000年6月 同社 取締役 就任 2004年1月 (株)UCOM(現アルテリア・ネット ワークス(株)) 代表取締役社長 就任 2008年6月 アイ・ティー・エックス(株) 取締 役 執行役員 就任 2010年5月 オリンパスビジネスクリエイツ (株) 代表取締役 就任 2011年6月 日商エレクトロニクス(株) 取締 役・常務執行役員 就任 2014年4月 インヴェンティット(株) 代表取締 役社長 就任 2016年4月 (株)テリロジー 入社 2016年6月 同社 取締役 就任 当社 取締役 就任(現任) 2017年4月 (株)テリロジー 取締役 兼 執行 役員副社長 就任(現任) 2017年12月 (株)テリロジーサービスウェア 代 表取締役社長 就任(現任) 2020年3月 VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director 就任(現任) 2020年6月 株式会社IGL000 取締役 就任 (現任) 2021年3月 クレシード株式会社 代表取締役 社長 就任(現任)	注1 注3	-
取締役	志賀 文昭	1950年7月24日生	1974年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 1999年5月 (株)DDI(現KDDI(株)) 入社 2001年11月 (株)ツーカーセルラー東京(現KDDI (株)) 取締役 就任 2003年6月 (株)ツーカーホン関西(現KDDI (株)) 取締役 就任 2005年10月 モビコム(株) CEO 就任 2010年1月 KDDIアメリカ EVP 就任 2011年1月 KDDIブラジル 代表取締役社長 就任 2013年2月 当社 監査役 就任 2018年6月 当社 取締役 就任(現任)	注1 注3	100



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役(常勤)	秦 齊雄	1948年10月5日生	1972年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 1997年7月 三菱自動車フィリピン会社 代表取締役上級副社長 兼 トレジャーラー 就任 2002年6月 (株)スズヤス 取締役 就任 2005年3月 同社 監査役(常勤) 就任 2006年8月 エイディーヴィジョン社 代表取締役上級副社長 兼 最高財務責任者 就任 2008年4月 エムエムシーオートモリス社 代表取締役上級副社長 兼 最高財務責任者 就任 2015年6月 当社 監査役 就任(現任)	注2 注4	-
監査役	三井 良克	1944年1月26日生	1966年4月 (株)日立製作所 入社 1969年4月 日商エレクトロニクス(株) 入社 1983年5月 コムテック(株) 入社 同社 常務取締役 就任 1992年4月 (株)ケイ・シー・ティ入社 代表取締役 就任 2011年4月 同社 監査役 就任 2013年6月 当社 監査役 就任(現任)	注2 注4	-
監査役	畑下 裕雄	1972年12月2日生	1995年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2000年10月 Arthur Andersen Portland(米国)事務所 勤務 2005年4月 (株)プロキューブジャパン設立 代表取締役社長 就任(現任) 2014年1月 (株)Lyudia(現Ingenico Japan(株)) 監査役 就任 2015年6月 さくらインターネット(株) 取締役 就任(現任) 2017年4月 (株)タジマ 監査役 就任(現任) 2018年6月 当社 監査役 就任(現任)	注2 注4	-
計					1,866,800

- (注) 1. 取締役 山本泉二、鈴木達、志賀文昭は、社外取締役であります。
2. 監査役 秦齊雄、三井良克、畑下裕雄は、社外監査役であります。
3. 任期は、2021年6月23日の定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2018年6月21日の定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
出澤 秀二	1957年1月15日生	1983年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1995年3月 出澤法律事務所（現出澤総合法律事務所）開設 代表弁護士（現任） 2006年3月 (株)ファンコミュニケーションズ 監査役 就任（現任） 2006年4月 ビジョン(株) 監査役 就任 2008年3月 (株)ネクストジェン 監査役 就任	-

#### 社外役員の状況

当社は、本有価証券報告書提出日現在において、社外取締役3名、社外監査役3名の体制としております。

社外取締役山本泉二氏及び鈴木達氏の両氏は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。

社外取締役志賀文昭氏は、長年にわたりIT業界に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づいて、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。

山本泉二氏は、株式会社インターネットイニシアティブ顧問及び株式会社IJJグローバルソリューションズ顧問を兼務しております。株式会社インターネットイニシアティブと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社IJJグローバルソリューションズと当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、また、当社と両社の取引は、一般の取引条件によっております。

鈴木達氏は、株式会社テリロジー取締役兼執行役員副社長、株式会社テリロジーサービスウェア代表取締役社長、VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director、株式会社IGL000取締役及びクレシード株式会社代表取締役社長を兼務しております。株式会社テリロジーと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社テリロジーサービスウェアと当社との間には、同社が提供するインターネット接続サービスの利用取引がありますが、当社と両社の取引は、一般の取引条件によっております。VNCS Global Solution Technology JSC、株式会社IGL000及びクレシード株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。なお、同氏は、過去10年以前における当社の非業務執行取締役でありましたが、現在において当社の業務執行に対して影響を及ぼす関係はありません。

志賀文昭氏は、過去、当社の取引先であるKDDI株式会社の業務執行者として勤務しておりました。KDDI株式会社と当社の間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏は当該取引には関与しておらず、同社との取引は、一般の取引条件によっております。

社外監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経験と会社経営に対する高い見識を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考え、選任しております。

社外監査役三井良克氏は、長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外監査役畑下裕雄氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、また、企業経営者としての経験もあることから、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。

三井良克氏は、過去、当社の主要株主及び取引先であるコムテック株式会社の業務執行者として勤務しておりました。コムテック株式会社は当社の主要株主であり、また、当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引及び同社が委託先となる業務委託取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、同社との取引は、一般の取引条件によっております。

畑下裕雄氏は、株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長、さくらインターネット株式会社取締役及び株式会社タジマ監査役を兼務しております。さくらインターネット株式会社と当社の間には、同社が提供するインターネットサービス事業の利用取引がありますが、同社と当社との取引は、一般の取引条件によっております。また、株式会社プロキューブジャパン及び株式会社タジマと当社との間には、特別な関係はありません。

なお、当社と社外取締役3名及び社外監査役3名との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基本方針を定めておりませんが、その選任につきましては、当社との利害関係及び経歴を踏まえ、当社から独立した客観的な立場で職務遂行ができることを個別に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制担当部門との関係

社外取締役は、監査役からの監査報告及び内部統制担当部門からの内部統制の整備、運用状況等に関する報告を取締役会において定期的に受けることにより、当社の現状と課題を把握し、必要に応じて意見を表明しております。また、内部監査室に対して直接助言することはないものの、常勤監査役を通じて間接的に監査機能が働いております。

社外監査役は、同様に上記の報告を受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び内部監査室並びに子会社の監査役との情報交換を含む緊密な協力関係を維持しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役は、社外監査役の常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。各監査役が取締役会に出席するとともに、監査計画を策定したうえで、内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しており、また、契約書及び決裁申請書等、重要な書類の閲覧等を通じ、業務監査を行っております。加えて、取締役会以外にも、当社が開催する会議の何れにも、任意で参加することができます。

なお、常勤監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しております。監査役三井良克氏は、長年にわたり経営に携わってきており、豊富な経験と高い見識を有しております。監査役畑下裕雄氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を16回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秦 齊雄	16	16
三井 良克	16	16
畑下 裕雄	16	16

監査役会における主な検討事項は、会計監査人の選解任及び監査報酬、監査上の主要な監査項目（K A M）の検討、監査報告の作成、監査計画の策定、監査の方針、業務及び財産の状況の調査方法、その他の監査役職務の執行に関する事項であります。

また、常勤監査役及び非常勤監査役の活動は、取締役会をはじめとした各種会議への出席と意見陳述、代表取締役との意見交換、業務執行過程のモニタリング、決裁申請書等重要な書類の閲覧、会計監査人の独立性の監視、計算書類・事業報告・重要な取引記録等の監査等であります。

内部監査の状況

当社における内部監査部門は、内部監査責任者を室長とした内部監査室を設置し、内部監査を計画的に実施しており、代表取締役に監査結果を報告しております。被監査部門に対して監査結果の報告、改善事項の指摘及び指導を実施し、改善事項に対し改善期日を設け、状況の報告をさせることで実効性の高い監査を実施しております。

内部監査室が策定する内部監査計画は、監査役と連携を取りながら策定しております。双方が連携した監査体制の実現に向け、日々の業務監査から情報共有を実施しております。また会計監査人との連携についても適宜に会合を設けており、監査実施状況について報告、説明を受け、必要に応じて情報交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

9年

c. 業務を執行した公認会計士

鳥羽 正浩氏

藤原 由佳氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他10名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社の監査役及び監査役会は、EY新日本有限責任監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、監査

体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、同監査法人を総合的に評価し、選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、「e. 監査法人の選定方針と理由」に記載の通り、EY新日本有限責任監査法人の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、同監査法人が適正な監査を遂行しているものと評価しております。

g. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,000	-	16,000	-

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議の上、当社の事業規模・業務内容の特性から、監査日数・要員数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、会社法第399条第1項に基づき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員報酬等の額は、当社の中長期的な業績の向上と、企業価値の持続的な増大を実現していくために、役員それぞれの意欲を高める動機付けに有効に機能する体系とし、その役割と責務に相応しい水準となるように決定することを基本方針としております。具体的に、業務執行を担う取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の範囲内で「役員報酬規程」に基づき、基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、その決定方法として、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬等の額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額3億円以内、監査役の報酬限度額は年額1億円以内との決議を頂いております。

取締役の報酬等の決定は、会社の持続的成長への貢献度や目標の達成状況等により決定することとしており、各取締役の役割や職務等に応じた基本報酬と、各期の業績・貢献度等に応じた賞与にて構成されております。また社外取締役については、その役割・責務の特性から固定報酬を原則としております。当事業年度における取締役の報酬等の額については、取締役会は、代表取締役社長茂木貴雄に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績指標の達成度合いを踏まえた業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任の理由については、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うにあたり代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会にて社外取締役による審議のうえ答申を行っております。

監査役の報酬については、分担した業務等を勘案し監査役の協議により決定しております。

また、上記報酬等の額とは別に、各役員へは中長期的なインセンティブとしてストックオプションを付与しております。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬額等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 （社外取締役除く）	56,080	55,080	1,000	-	-	5
監査役 （社外監査役除く）	-	-	-	-	-	-
社外取締役	10,800	10,800	-	-	-	3
社外監査役	7,800	7,800	-	-	-	3

（注）当社は、役員退職慰労金の制度はございません。

提出会社の役員毎の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の重要なものがないため、記載しておりません。

( 5 ) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することのできる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、監査法人等の主催する研修への参加を行っております。



1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,576,340	1,539,510
売掛金	228,757	253,878
商品及び製品	8	24
前払費用	24,200	24,132
未収還付法人税等	-	5,891
その他	4,883	6,335
貸倒引当金	484	101
流動資産合計	1,833,706	1,829,670
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,493	33,493
減価償却累計額	14,864	20,474
建物(純額)	18,629	13,019
工具、器具及び備品	394,812	412,428
減価償却累計額	365,514	382,711
工具、器具及び備品(純額)	29,297	29,716
リース資産	582,476	569,463
減価償却累計額	276,731	350,350
リース資産(純額)	305,745	219,113
有形固定資産合計	353,671	261,849
無形固定資産		
ソフトウェア	63,866	88,763
ソフトウェア仮勘定	28,903	46,219
その他	414	414
無形固定資産合計	93,185	135,397
投資その他の資産		
関係会社株式	15,506	14,111
長期前払費用	-	311
差入保証金	22,050	16,083
破産更生債権等	1,202	1,199
繰延税金資産	24,502	33,698
貸倒引当金	231	228
投資その他の資産合計	63,029	65,175
固定資産合計	509,887	462,422
資産合計	2,343,593	2,292,093

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	88,656	106,031
短期借入金	1 10,000	1 10,000
リース債務	112,196	92,597
未払金	18,804	29,912
未払費用	1,213	1,454
未払法人税等	26,518	7,967
未払消費税等	6,753	29,279
前受金	1,947	3,398
賞与引当金	-	20,000
その他	3,612	3,670
流動負債合計	269,703	304,311
固定負債		
リース債務	221,309	146,141
固定負債合計	221,309	146,141
負債合計	491,012	450,453
純資産の部		
株主資本		
資本金	324,774	324,854
資本剰余金		
資本準備金	304,774	304,854
資本剰余金合計	304,774	304,854
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,185,950	1,285,419
利益剰余金合計	1,185,950	1,285,419
自己株式	24	104,672
株主資本合計	1,815,476	1,810,456
新株予約権	37,105	31,183
純資産合計	1,852,581	1,841,640
負債純資産合計	2,343,593	2,292,093

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	2,019,443	2,102,253
売上原価	1,178,325	1,257,607
売上総利益	841,118	844,645
販売費及び一般管理費	1,649,637	1,744,240
営業利益	191,480	100,404
営業外収益		
受取利息	14	2,19
受取手数料	2,248	2,519
違約金収入	1,539	14,098
助成金収入	-	3,864
雑収入	128	210
営業外収益合計	4,161	18,711
営業外費用		
支払利息	4,716	3,686
その他	-	599
営業外費用合計	4,716	4,286
経常利益	190,926	114,830
特別利益		
新株予約権戻入益	1,218	5,921
特別利益合計	1,218	5,921
特別損失		
関係会社株式評価損	39,825	1,395
関係会社債権放棄損	-	3,239
特別損失合計	39,825	3,792
税引前当期純利益	152,319	116,959
法人税、住民税及び事業税	66,356	26,686
法人税等調整額	918	9,196
法人税等合計	67,274	17,490
当期純利益	85,044	99,468

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
器材費		322,768	27.4	368,364	29.3
労務費		60,128	5.1	80,377	6.4
経費		793,892	67.5	808,881	64.3
当期総費用		1,176,788	100	1,257,623	100
期首商品たな卸高		1,545		8	
合計		1,178,333		1,257,631	
期末商品たな卸高		8		24	
当期売上原価		1,178,325		1,257,607	

経費の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(千円)		金額(千円)	
通信費	397,262千円		390,755千円	
ホスティング費	152,070千円		157,792千円	
減価償却費	146,167千円		148,394千円	
保守費	86,006千円		94,523千円	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	324,614	304,614	304,614	1,100,905	1,100,905	24	1,730,110	34,135	1,764,246
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	85,044	85,044	-	85,044	-	85,044
新株の発行（新株予約権の行使）	160	160	160	-	-	-	320	-	320
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-	-	4,187	4,187
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	1,218	1,218
当期変動額合計	160	160	160	85,044	85,044	-	85,365	2,969	88,334
当期末残高	324,774	304,774	304,774	1,185,950	1,185,950	24	1,815,476	37,105	1,852,581

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	324,774	304,774	304,774	1,185,950	1,185,950	24	1,815,476	37,105	1,852,581
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	99,468	99,468	-	99,468	-	99,468
新株の発行（新株予約権の行使）	80	80	80	-	-	-	160	-	160
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	104,648	104,648	-	104,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	5,921	5,921
当期変動額合計	80	80	80	99,468	99,468	104,648	5,019	5,921	10,941
当期末残高	324,854	304,854	304,854	1,285,419	1,285,419	104,672	1,810,456	31,183	1,841,640

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	152,319	116,959
減価償却費	168,289	169,112
株式報酬費用	4,187	-
新株予約権戻入益	1,218	5,921
関係会社株式評価損	39,825	1,395
関係会社債権放棄損	-	2,396
賞与引当金の増減額(は減少)	1,000	20,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	655	386
受取利息	14	19
支払利息	4,716	3,686
売上債権の増減額(は増加)	5,696	25,066
たな卸資産の増減額(は増加)	1,536	15
仕入債務の増減額(は減少)	10,912	17,558
その他	11,672	45,922
小計	374,234	345,623
利息の受取額	14	15
利息の支払額	4,707	3,689
法人税等の支払額	96,058	51,490
営業活動によるキャッシュ・フロー	273,483	290,458
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	20,364	27,383
無形固定資産の取得による支出	55,693	85,676
その他	-	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,058	116,060
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	320	160
リース債務の返済による支出	112,081	108,218
自己株式の取得による支出	-	104,648
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,761	212,707
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	85,664	38,309
現金及び現金同等物の期首残高	1,490,676	1,576,340
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	1,480
現金及び現金同等物の期末残高	1,576,340	1,539,510

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式の会計処理は、移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年
工具、器具及び備品	2年～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、見込利用期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき会社が算定した支給見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 33,698千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。なお、新型コロナウイルス感染症による当事業年度の業績への影響は僅少であるものの、翌事業年度にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するという一定の仮定に基づいて事業計画を策定しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高であります。当社のコールセンター向けクラウドサービス事業における売上高は、コールセンターで利用される席数等によって構成されております。事業計画における売上高については、予測した席数等に応じて算出しております。

重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

予測した席数等は、見積りの不確実性が高く、減少した場合には課税所得の見積りが減少し、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、



(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(自己株式の取得)

当社は、2021年2月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、以下の通り実施しております。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己株式の取得を実施いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 75,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.59%)

(3) 株式の取得価額の総額 60,000千円(上限)

(4) 取得期間 2021年2月2日~2021年3月24日

(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け

3. 取得の結果

(1) 取得した株式の総数 75,000株

(2) 取得価額の総額 52,921千円

(3) 取得日 2021年2月2日~2021年3月19日

(貸借対照表関係)

1 当社は、運用資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越契約及び貸出コミットメント契約の総額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	10,000千円	10,000千円
差引額	40,000千円	40,000千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額、ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	73,680千円	73,680千円
給料手当及び賞与	219,819千円	278,632千円
法定福利費	39,333千円	43,761千円
賞与引当金繰入額	-千円	20,000千円
旅費交通費	32,996千円	22,969千円
広告宣伝費	18,918千円	35,102千円
業務委託費	102,405千円	134,631千円
減価償却費	22,121千円	20,718千円
おおよその割合		
販売費	2.9%	4.7%
一般管理費	97.1%	95.3%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引以外の取引による取引高	2,478千円	522千円

3 関係会社債権放棄損(特別損失)は、次の通りであります。

当事業年度において、当社を吸収合併存続会社、非連結子会社であった株式会社シーズファクトリーを消滅会社とする吸収合併に伴う債権放棄損を特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)(注)	4,789,800	1,200	-	4,791,000

(注)普通株式の発行済株式総数の増加1,200株は、新株予約権の行使による増加1,200株によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)(注)	32	-	-	32

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	37,105

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)(注)	4,791,000	600	-	4,791,600

(注)普通株式の発行済株式総数の増加600株は、新株予約権の行使による増加600株によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)(注)	32	150,063	-	150,095

(注)単元未満株式の買取りにより63株、取締役会決議に基づく自己株式の取得により150,000株自己株式総数が増加しております。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	31,183

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	1,576,340千円	1,539,510千円
現金及び現金同等物	1,576,340千円	1,539,510千円

2 重要な非資金取引の内容

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	333,505千円	238,738千円

(リース取引関係)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、クラウドサービス事業用設備、什器備品及びレンタル機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金(主として短期)であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告にて信用状況を把握する体制としております。

流動性リスクの管理

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新するとともに、日常のモニタリングを通じて適正な手許流動性を把握すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額その他、市場価額のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,576,340	1,576,340	-
(2) 売掛金	228,757	228,757	-
資産計	1,805,097	1,805,097	-
(1) 買掛金	88,656	88,656	-
(2) 短期借入金	10,000	10,000	-
(3) 未払金	18,804	18,804	-
(4) 未払法人税等	26,518	26,518	-
(5) リース債務	333,505	333,480	25
負債計	477,485	477,459	25

1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,539,510	1,539,510	-
(2) 売掛金	253,878	253,878	-
資産計	1,793,389	1,793,389	-
(1) 買掛金	106,031	106,031	-
(2) 短期借入金	10,000	10,000	-
(3) 未払金	29,912	29,912	-
(4) 未払法人税等	7,967	7,967	-
(5) リース債務	238,738	238,534	204
負債計	392,649	392,444	204

1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	15,506

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	14,111

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,576,340	-	-	-
売掛金	228,757	-	-	-
合計	1,805,097	-	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,539,510	-	-	-
売掛金	253,878	-	-	-
合計	1,793,389	-	-	-

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	112,196	86,639	75,905	43,171	15,593	-
合計	112,196	86,639	75,905	43,171	15,593	-

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	92,597	78,718	46,026	18,490	2,906	-
合計	92,597	78,718	46,026	18,490	2,906	-

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式15,506千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式14,111千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

関係会社株式について39,825千円の減損処理を行っております。

当事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式について1,395千円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

退職金制度がないため、該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費	4,187	-

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	1,218	5,921

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況  
(1) ストック・オプションの内容

第7回新株予約権	
決議年月日	2014年12月5日
付与対象者の区分及び人数(注11)	当社取締役 4名 当社従業員 58名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 240,000株
付与日	2014年12月24日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年12月22日
新株予約権の数(個)(注1、3)	321
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、4、8、9、10)	普通株式 192,600株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、5、8、9、10)	267
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注1、8、9、10)	発行価格 267 資本組入金 134
新株予約権の行使の条件	(注1、6)
新株予約権の取得に関する事項	-
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、7)

(注) 1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2014年12月24日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2016年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。
4. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式の分割（株式無償割当を含む。）又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

6. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社ならびに当社の子会社、主要株主会社（15%以上の当社の株式を有している株主）およびそのグループ会社の取締役、監査役および使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職による場合及び当社の取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に、以下の期間区分に対応して権利を行使できるものとする。  
上場日から1年を経過した日の前日まで 付与された権利の50%以下  
上場日から1年を経過した日以降 付与された権利の全部
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合についてのみ、上場した日より6ヶ月が経過するまでは、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注4に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に注7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. 2014年12月5日開催の取締役会決議に基づき、2014年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
9. 2016年11月4日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
10. 2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
11. 付与対象者の権利の行使及び退職による権利の喪失によって、2021年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名及び従業員15名の合計18名となっております。

第8回新株予約権	
決議年月日	2015年7月24日
付与対象者の区分及び人数(注13)	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 32名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 660,000株
付与日	2015年8月31日
権利確定条件	(注5)
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年8月30日
新株予約権の数(個)(注1、4)	1,012
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、6、11、12)	普通株式 607,200株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、7、11、12)	1,049
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注1、11、12)	発行価格 1,049 資本組入金 525
新株予約権の行使の条件	(注1、8)
新株予約権の取得に関する事項	(注9)
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、10)

(注)1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2016年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 本新株予約権は、新株予約権1個につき23,000円で有償発行しております。
4. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。
5. 第8回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、2016年3月期乃至2018年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

2016年3月期及び2017年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

2017年3月期及び2018年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、2016年3月期及び2017年3月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行使不可とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

7. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

8. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2016年 3 月期乃至2018年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2016年 3 月期及び2017年 3 月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

2017年 3 月期及び2018年 3 月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、2016年 3 月期及び2017年 3 月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行使不可とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

9. 下記の事由が生じた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、注8に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合
10. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注6に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注7で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、注10(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
注8に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
注9に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
11. 2016年11月4日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
12. 2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
13. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、2021年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役6名、監査役2名及び従業員14名の合計22名となっております。

第9回新株予約権	
決議年月日	2015年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 135,000株
付与日	2015年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年8月31日 至 2025年8月30日
新株予約権の数(個)(注1、4)	220
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、5、10、11)	普通株式 132,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、6、10、11)	1,049
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注1、10、11)	発行価格 1,049 資本組入金 525
新株予約権の行使の条件	(注1、7)
新株予約権の取得に関する事項	(注8)
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、9)

(注)1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2016年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)及び2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 本新株予約権は、新株予約権1個につき6,000円で有償発行しております。
4. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。
5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。



6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

7. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、注6に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、注5に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注6で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、注9(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
注7に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
注8に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
10. 2016年11月4日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
11. 2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
12. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、2021年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役6名となっております。

第10回新株予約権	
決議年月日	2017年12月8日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注2)	普通株式 40,200株
付与日	2017年12月25日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年12月21日 至 2027年12月8日
新株予約権の数(個)(注1、3)	43
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注1、4、9)	普通株式 12,900株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1、5、9)	938
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注1、9)	発行価格 938 資本組入金 469
新株予約権の行使の条件	(注1、6)
新株予約権の取得に関する事項	(注7)
新株予約権の譲渡に関する事項(注1)	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1、8)

(注)1. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

4. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 下記の事由が生じた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、注6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合

8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注4に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、注8(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

注6に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、注6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

9. 2018年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

10. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、2021年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員19名となっております。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前事業年度末	193,800	613,800	132,000	24,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	600	-	-	-
失効	600	6,600	-	11,100
未行使残	192,600	607,200	132,000	12,900

(注) 2014年12月24日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2016年12月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）及び2018年3月1日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格(円)	267	1,049	1,049	938
行使時平均株価(円)	689	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	38	10	511

(注) 2014年12月24日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2016年12月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額71,839千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における  
本源的価値の合計額253千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	218千円	100千円
関係会社株式評価損	12,194千円	-
減価償却超過額	16,177千円	16,020千円
未払事業税	2,131千円	1,566千円
賞与引当金	-	6,124千円
その他	5,976千円	10,623千円
繰延税金資産小計	36,696千円	34,433千円
評価性引当額	12,194千円	735千円
繰延税金資産合計	24,502千円	33,698千円

(注) 評価性引当額が11,459千円減少しております。この減少の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.5%	0.4%
住民税均等割	0.6%	0.8%
評価性引当額の増減額	8.0%	0.6%
法人税額の特別控除	0.9%	3.5%
子会社の合併により引き継いだ繰越欠損金の控除	-	13.7%
その他	0.3%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2%	15.0%

(持分法損益等)

持分法非適用関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドサービス事業を提供する単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	@nyplace	COLLABOS PHONE	COLLABOS CRM	COLLABOS CRM Outbound Edition	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,552,346	214,384	140,948	43,527	68,236	2,019,443

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部クライアントへの売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要なクライアントごとの情報

(単位:千円)

相手先	売上高	関連するセグメント名
K D D I(株)	219,121	クラウドサービス事業

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	@nyplace	COLLABOS PHONE	COLLABOS CRM	COLLABOS CRM Outbound Edition	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,548,229	290,220	131,806	48,397	83,599	2,102,253

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部クライアントへの売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要なクライアントごとの情報

外部クライアントへの売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	株式会社 ギーク フィード	東京都 台東区	15,032	情報 サービス業	(所有) 直接34.02	ソフトウェア の開発等 出向者の受入 及び 社員の出向等 業務委託	ソフトウェ アの開発等 (注)	43,468	未 払 金	425

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	株式会社 ギーク フィード	東京都 台東区	15,032	情報 サービス業	(所有) 直接34.02	ソフトウェア の開発等 サービスの仕入 出向者の受入 及び 社員の出向等 業務委託	ソフトウェ アの開発等 (注)	42,152	未 払 金	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産	378.94円	390.06円
1株当たり当期純利益	17.75円	20.91円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	17.31円	20.45円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	85,044	99,468
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	85,044	99,468
普通株式の期中平均株式数(株)	4,790,304	4,757,905
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	121,844	105,992
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第8回新株予約権 (普通株式613千株) 第9回新株予約権 (普通株式132千株) 第10回新株予約権 (普通株式24千株)	第8回新株予約権 (普通株式607千株) 第9回新株予約権 (普通株式132千株) 第10回新株予約権 (普通株式12千株)

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,852,581	1,841,640
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	37,105	31,183
(うち新株予約権)(千円)	(37,105)	(31,183)
普通株式に係る期末の純資産(千円)	1,815,476	1,810,456
1株当たり純資産の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	4,790,968	4,641,505

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

資産総額の100分の1以下につき財務諸表等規則第124条により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	33,493	-	-	33,493	20,474	5,609	13,019
工具、器具及び備品	394,812	21,736	4,119	412,428	382,711	21,305	29,716
リース資産	582,476	13,677	26,690	569,463	350,350	98,731	219,113
有形固定資産計	1,010,781	35,414	30,810	1,015,385	753,536	125,646	261,849
無形固定資産							
ソフトウェア	270,730	68,452	216	338,967	250,203	43,466	88,763
ソフトウェア仮勘定	28,903	83,307	65,991	46,219	-	-	46,219
その他	414	-	-	414	-	-	414
無形固定資産計	300,049	151,759	66,207	385,601	250,203	43,466	135,397

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容	金額(千円)
工具、器具及び備品	「@nyplace」用設備への投資等	18,507
ソフトウェア	「COLLABOS PHONE」システムの開発等	24,970
	「Chalibo」システムの開発等	21,574
	「CollasQ」システムの開発等	7,999
ソフトウェア仮勘定	「GROWCE」システムの開発等	29,308
	「Chalibo」システムの開発等	21,208
	「COLLABOS PHONE」システムの開発等	16,314

2. 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容	金額(千円)
リース資産	除却	26,690
ソフトウェア仮勘定	「COLLABOS PHONE」システムの開発等	24,970
	「Chalibo」システムの開発等	21,574
	「CollasQ」システムの開発等	7,999

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	10,000	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	112,196	92,597	1.2	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	221,309	146,141	1.2	2022年~2026年
合計	343,505	248,738	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	78,718	46,026	18,490	2,906

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	715	-	-	386	329
賞与引当金	-	20,000	-	-	20,000

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、差額補充による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	1,539,510
合計	1,539,510

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)カスタマーリレーションテレマーケティング	25,415
パーソルワークスデザイン(株)	18,953
KDDI(株)	17,929
トランスコスモス(株)	9,939
(株)エスプールリンク	7,660
その他	173,979
合計	253,878

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
228,757	2,335,019	2,309,898	253,878	90.10	37.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	
情報通信機器	24
合計	24

買掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
グローバル・タンク(株)	16,372
(株)IDCフロンティア	14,557
コムテック(株)	10,620
三井情報(株)	7,980
(株)ラクスパートナーズ	7,295
その他	49,205
合計	106,031

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	486,793	1,017,918	1,540,257	2,102,253
税引前四半期(当期)純利益(千円)	15,541	67,634	81,415	116,959
四半期(当期)純利益(千円)	9,729	42,651	51,361	99,468
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	2.03	8.90	10.74	20.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	2.03	6.87	1.83	10.26

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日より翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年 3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 3月31日、毎年 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	<p>当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。</p> <p>なお、電子公告は、当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。</p> <p><a href="https://www.collabos.com/">https://www.collabos.com/</a></p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2020年6月19日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第19期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2020年6月19日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第20期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月6日関東財務局長に提出。

（第20期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月11日関東財務局長に提出。

（第20期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月3日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年6月25日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2020年11月1日 至 2020年11月30日） 2020年12月8日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2020年12月1日 至 2020年12月31日） 2021年1月8日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2021年2月1日 至 2021年2月28日） 2021年3月8日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2021年3月1日 至 2021年3月31日） 2021年4月8日関東財務局長に提出。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

株式会社コラボス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳥羽 正浩 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 由佳 印  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コラボスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コラボスの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は、2021年3月31日現在、繰延税金資産を33,698千円計上している。</p> <p>会社は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としている。会社はコールセンターで利用されると予測した席数等を主要な仮定としている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、事業計画における主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来減算一時差異について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。</li> <li>・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる事業計画について検討した。将来課税所得の見積りの前提となった事業計画が適切な承認を得られていることを確認した。</li> <li>・また、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。</li> <li>・事業計画に含まれる主要な仮定であるコールセンターで利用されると予測した席数等については、経営者と協議するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>・主要な仮定に対する感応度分析を実施し、事業計画の見積りの不確実性に関する経営者の評価について検討した。</li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コロボスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社コロボスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。